

産業廃棄物処分業務 仕様書

(仕様書の範囲)

第1条 この仕様書は、川崎市交通局委託契約約款第1条に規定する設計図書として、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。）の処分業務について定める。

(発注者の責務)

第2条 発注者は、産業廃棄物の適正な処分のために必要な次の情報を、書面をもって受注者に提供し、これらの写しを本仕様書に添付する。

- (1) 産業廃棄物の性状及びに姿に関する事項
- (2) 通常の保管状況下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- (4) 日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- (5) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨
- (6) その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

2 発注者は、委託契約期間中、前項に定める事項について変更があった場合には、受注者に対し速やかに書面をもってその旨の内容及び程度の情報を通知しなくてはならない。

(受注者の遵守事項)

第3条 受注者は、この契約の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）、その他の関係法令を遵守しなければならない。

2 受注者は、産業廃棄物の処分について、周辺的生活環境に影響を及ぼさないようにこれを行わなければならない。

3 受注者は、受託した産業廃棄物の処分後の残渣物（以下「中間処理産業廃棄物」という。）について、自らの責任において適正に最終処分をしなければならない。

(委託する産業廃棄物)

第4条 この契約で発注者が受注者に処分を委託する産業廃棄物は、次のとおりとする。

産業廃棄物の種類	予定数量	単位
汚泥	29.4	m ³

(委託する業務の内容)

第5条 発注者は、次のとおり前条の産業廃棄物の処分業務を受注者に委託する。

事業場（処分施設）の名称	
事業場の所在地	
処分の方法	
処分施設の能力	

2 処分施設への産業廃棄物の搬入は、発注者が委託した収集運搬業者が行う。発注者が委託した収集運搬業者の名称、許可の内容等は次のとおりである。

(1) 収集運搬業者の名称等

氏名又は名称	
所在地	
代表者氏名	

(2) 収集運搬業者が有する許可の内容（この契約の履行に必要なものに限る。）

	積出地（発生場所）	運搬先（最終目的地）
許可都道府県・政令市		
許可番号		
許可の有効期限	平成 年 月 日	平成 年 月 日
事業の区分		
事業の範囲		
許可の条件		
積替保管の可否		

3 受注者が行う中間処理産業廃棄物の最終処分の内容は、次のとおりである。

事業場（施設）の名称	
事業場の所在地	
最終処分の方法	
施設の能力	

(委託料金)

第6条 この契約における委託料は、次のとおりとする。

産業廃棄物の種類	処分方法	委託料	単位	備考
汚泥			m ³	

2 受注者は、業務完了届に記載した産業廃棄物の処分量から計算した金額を、川崎市交通局委託契約約款第15条の規定に基づいて発注者に対し請求し、委託業務が正当に完了したと認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に受注者に対し委託料を支払うものとする。

(委託期間)

第7条 業務の委託期間は契約締結日から令和2年3月31日までとする。

(受注者の事業範囲)

第8条 受注者の事業範囲は次のとおりである。

許可都道府県・政令市	
許可番号	
許可の有効期限	令和 年 月 日
事業の範囲	
許可の条件	

2 受注者は、前項の事業範囲を証するものとして、産業廃棄物処分業の許可証の写しを発注者に提出し、発注者は、これを本仕様書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、発注者は、これを本仕様書に添付する。

(電子情報処理組織（電子マニフェスト）及び産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）の使用)

第9条 発注者及び受注者は、廃棄物処理法の規定に従って、電子マニフェスト又は紙マニフェストを、別表に定める方法により、使用するものとする。

(業務完了届の提出)

第10条 受注者は、処分業務が完了したときは、情報処理センターに対して行う報告、または、紙マニフェストの写しの送付とは別に、川崎市交通局委託契約約款第14条第1項の規定に基づき、業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 業務完了届は、処分を完了した産業廃棄物の種類及び数量を記載し、業務完了後10日以内に提出するものとする。

(委託契約を解除した場合の処分されない産業廃棄物の取扱いに関する事項)

第11条 川崎市交通局委託契約約款第22条の規定又は法令の規定により契約を解除できる場合であっても、この契約に基づき発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処分を受注者が完了していないときは、その理由が発注者の責による場合を除き、当該産業廃棄物を受注者の責任で処分した後でなければ、契約を解除することができない。

2 その他、委託契約を解除した場合の取扱いについては、川崎市交通局委託契約約款による。

(再委託の制限)

第12条 受注者は、原則として、発注者から受託した産業廃棄物の処分業務を他人に再委託してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約期間中に当該業務を受注者が他人に再委託するやむを得ない事情が生じたときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の12第1号の規定に基づく書面により、発注者の承諾を得て、同条各号に規定する再委託基準に従い、これを行わなければならない。

別表

一次マニフェスト	二次マニフェスト	使用の方法	
電子マニフェスト	電子マニフェスト	発注者	<p>(1) 発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、引き渡した日から3日以内に電子マニフェストを利用して情報処理センターに必要事項を登録するものとする。</p> <p>(2) 発注者は、情報処理センターより、当該産業廃棄物の処分が終了した旨及び当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処分が終了したことを当該通知により確認するものとする。</p>
		受注者	<p>(1) 受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、処分が終了した日から3日以内に、電子マニフェストを利用して、情報処理センターに処分が終了した旨を報告するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物について最終処分を委託するときは、引き渡した日から3日以内に電子マニフェストを利用して、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、情報処理センターより、当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処分が終了したことを当該通知により確認するものとする。</p>
電子マニフェスト	紙マニフェスト	発注者	<p>(1) 発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、引き渡した日から3日以内に電子マニフェストを利用して、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。</p> <p>(2) 発注者は、情報処理センターより、当該産業廃棄物の処分が終了した旨及び当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処分が終了したことを当該通知により確認するものとする。</p>
		受注者	<p>(1) 受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、処分が終了した日から3日以内に、電子マニフェストを利用して、情報処理センターに処分が終了した旨を報告するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物について最終処分を委託するときは、紙マニフェスト（第2次紙マニフェスト）に必要事項を記載して交付するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物の最終処分を受託した者から紙マニフェストの写し（受注者が最終処分を委託するときに交付した第2次紙マニフェストで、最終処分が終了した旨が記載されたもの。）の送付を受けた場合において、紙マニフェストの写しの送付を受けた日から3日以内に、電子マニフェストを利用し、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。</p> <p>(4) 受注者は、第2次紙マニフェストの写しを送付された日から5年間保存するものとする。</p>

紙マニフェスト	電子マニフェスト	発注者	<p>(1) 発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、紙マニフェストに必要事項を記載して交付するものとする。</p> <p>(2) 発注者は、送付を受けた紙マニフェストの写しを送付を受けた日から5年間保存するものとする。</p>
		受注者	<p>(1) 受注者は、当該収集運搬業者から産業廃棄物の引き渡しを受けたときは、これと同時に紙マニフェストの回付を受けなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、紙マニフェストに必要事項を記載し、処分が終了した日から10日以内に、紙マニフェストの写しを発注者及び当該産業廃棄物を搬入した収集運搬業者へ送付するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物について最終処分を委託するときは、引き渡した日から3日以内に電子マニフェストを利用して、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。</p> <p>(4) 受注者は、情報処理センターより、当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処分が終了したことを当該通知により確認するものとする。</p> <p>(5) 受注者は、第1次紙マニフェストを第1次紙マニフェストの写しを送付した日から5年間保存するものとする。</p>
紙マニフェスト	紙マニフェスト	発注者	<p>(1) 発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、紙マニフェストに必要事項を記載して交付するものとする。</p> <p>(2) 発注者は、送付を受けた紙マニフェストの写しを送付を受けた日から5年間保存するものとする。</p>
		受注者	<p>(1) 受注者は、当該収集運搬業者から産業廃棄物の引き渡しを受けたときは、これと同時に紙マニフェストの回付を受けなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、紙マニフェストに必要事項を記載し、処分が終了した日から10日以内に、紙マニフェストの写しを発注者及び当該産業廃棄物を搬入した収集運搬業者へ送付するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物の最終処分を受託した者から紙マニフェストの写し（受注者が最終処分を委託するときに交付した第2次紙マニフェストで、最終処分が終了した旨が記載されたもの。）の送付を受けた場合において、その日から10日以内に、紙マニフェストの写し（発注者が受注者に交付した第1次紙マニフェストで、最終処分が終了した旨を受注者が記載したもの。）を発注者へ送付すること。</p> <p>(4) 受注者は、第1次紙マニフェストを第1次紙マニフェストの写しを送付した日から5年間保存するものとする。</p> <p>(5) 受注者は、第2次紙マニフェストの写しを送付された日から5年間保存するものとする。</p>

	(○×又は数値記入) □○×(有無) □分析値 □溶出量 □含有量 □推計値 □不明 単位() ※測定している場合は分析表添付 ■分析表添付	アルキル水銀化合物()トリクロエチレン() 1,3-ジクロロプロペン()水銀又はその化合物() テトラクロエチレン()チウム() カドミウム又はその化合物()ジクロメタン() シマジン() 鉛又はその化合物() 四塩化炭素() チベンカルブ() 有機燐化合物() 1,2-ジクロロエタン() ベンゼン() 六価クロム() 1,1-ジクロロエチレン() セレン又はその化合物() 砒素又はその化合物() ビス-1,2-ジクロロエチレン() ダイオキシン類() シアン化合物() 1,1,1-トリクロロエタン() PCB() 1,1,2-トリクロロエタン() その他()	
10	取り扱う際の注意事項	1) 安全対策	保護具 □ガスマスク着用(ガスマスク種類: 、吸収缶種類:) □手袋着用() ■保護メガネ着用() □その他()
		2) 異常処置	①応急措置 □吸入時() □皮膚付着時() ■目に入った場合() □飲み込んだ場合()
		②漏洩対策	除去方法() 除去作業に関する注意()
		③火災時の措置	
11	特別注意事項 (避けるべき処理方法、廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性、他の廃棄物との混合等によりも含む)	特別注意事項(有・ 無) 有る場合は具体的に記入	
12	その他の情報		
	① サンプルの提供の有無(有 無)		
	② 産業廃棄物の発生工程など(有 無) 工程図では、産業廃棄物に関わる使用原材料名や添加物、副産物を記入すると共に、産業廃棄物の製造(排出)工程や排出場所を明らかにしてください。発生工程図等のコピーの添付でも可。		
	③ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品(有 無) 有の場合、含有マーク表示に関する事項()		
	④ 石綿含有産業廃棄物(有 無)		

分析・試験成績報告書

報告書作成日 平成30年12月12日

分析管理番号 S-4515-1-2 1/2

川崎市交通局長 殿

計量証明登録 (濃度) 神奈川県第7号
計量証明登録 (音圧レベル) 神奈川県第55号
計量証明登録 (振動加速度レベル) 神奈川県第31号
作業環境測定機関 登録番号 14-59
建築物飲料水水質検査登録 川崎市28水第1号
土壌汚染対策法指定機関 2003-3-1132

平成30年11月14日ご依頼試料の分析結果は下記の通りであることを証明いたします。

株式会社 ニチユ・テクノ

代表取締役: 柴山 俊朗 印

〒210-0865 川崎市川崎区千鳥町3-3

TEL:044-280-0701

FAX:044-280-0704

計量管理者: 杉本 裕亮 印

試料の名称	汚泥
採取日	平成30年11月21日
採取者	株式会社ニチユ・テクノ
採取場所	川崎市交通局 上平間営業所

検定項目	検出値	定量下限値	基準値	単位	検定方法
1 アルキル水銀化合物	不検出	0.0005	検出されないこと	mg/l	S46環告第59号付表2
2 水銀又はその化合物	不検出	0.0005	0.005	mg/l	S46環告第59号付表1
3 カドミウム又はその化合物	不検出	0.005	0.09	mg/l	JIS K 0102 55.1
4 鉛又はその化合物	不検出	0.005	0.3	mg/l	JIS K 0102 54.1
5 有機燐化合物	不検出	0.005	1	mg/l	S49環告第64号付表1
6 六価クロム化合物	不検出	0.01	1.5	mg/l	JIS K 0102 65.2.1
7 砒素又はその化合物	不検出	0.005	0.3	mg/l	JIS K 0102 61.2
8 シアン化合物	不検出	0.1	1	mg/l	JIS K 0102 38.5
9 PCB	不検出	0.0005	0.003	mg/l	S46環告第59号付表3
10 トリクロロエチレン	不検出	0.001	0.3	mg/l	JIS K 0125 5.2
11 テトラクロロエチレン	不検出	0.001	0.1	mg/l	JIS K 0125 5.2
12 ジクロロメタン	不検出	0.001	0.2	mg/l	JIS K 0125 5.2
13 四塩化炭素	不検出	0.001	0.02	mg/l	JIS K 0125 5.2
14 1,2-ジクロロエタン	不検出	0.001	0.04	mg/l	JIS K 0125 5.2
15 1,1-ジクロロエチレン	不検出	0.001	1	mg/l	JIS K 0125 5.2
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	不検出	0.001	0.4	mg/l	JIS K 0125 5.2
17 1,1,1-トリクロロエタン	不検出	0.001	3	mg/l	JIS K 0125 5.2
18 1,1,2-トリクロロエタン	不検出	0.001	0.06	mg/l	JIS K 0125 5.2
19 1,3-ジクロロプロペン	不検出	0.001	0.02	mg/l	JIS K 0125 5.2
20 チウラム	不検出	0.001	0.06	mg/l	S46環告第59号付表4
21 シマジン	不検出	0.0003	0.03	mg/l	S46環告第59号付表5 第1
22 チオベンカルブ	不検出	0.002	0.2	mg/l	S46環告第59号付表5 第1
23 ベンゼン	不検出	0.001	0.1	mg/l	JIS K 0125 5.2
24 セレン及びその化合物	不検出	0.005	0.3	mg/l	JIS K 0102 67.2
25 1,4-ジオキサン	不検出	0.005	0.5	mg/l	S46環告第59号付表7

備考

昭和48年環境庁告示第13号による溶出試験。

不検出とは、定量下限値未満のことを示します。

件名: 汚泥、汚泥含有物質及び飲料水水質分析業務委託

分析・試験成績報告書

報告書作成日 平成30年12月12日

分析管理番号 S-4515-1-2 2/2

川崎市交通局長 殿

平成30年11月14日ご依頼試料の分析結果は下記の通りであることを証明いたします。

計量証明登録(濃度) 神奈川県第7号
計量証明登録(音圧レベル) 神奈川県第55号
計量証明登録(振動加速度レベル) 神奈川県第31号
作業環境測定機関 登録番号14-59
建築物飲料水水質検査業登録 川崎市28水第1号
土壤汚染対策法指定機関 2003-3-1132

株式会社 ニチュ・テクノ

代表取締役: 柴山 俊朗 印

〒210-0865 川崎市川崎区千鳥町3-3

TEL:044-280-0701

FAX:044-280-0704

環境計量士: 杉本 裕亮 印

試料の名称	汚泥
採取日	平成30年11月21日
採取者	株式会社ニチュ・テクノ
採取場所	川崎市交通局 上平間営業所

項目	検出値	定量 下限値	検出方法
一般性状試験 単位:%			
1. 固形分	65.5	—	S48環告第13号第1の1備考
2. 熱灼減量	6.9	—	S63環水管第127号II.4
3. 不溶成分	57.2	—	JIS K 0102 14.1準用
4. 油分	0.26	—	直接抽出-重量分析法
含有試験 単位:mg/kg			
1. アルキル水銀	不検出	0.01	S46環告第59号付表2
2. 総水銀	0.01	0.01	S46環告第59号付表1
3. カドミウム	不検出	2	JIS K 0102 55.1
4. 鉛	79	2	JIS K 0102 54.1
5. 有機燐	不検出	0.5	S49環告第64号付表1
6. 六価クロム	不検出	2	JIS K 0102 65.2.1
7. 砒素	3	1	JIS K 0102 61.2
8. シアン	不検出	1	JIS K 0102 38.5
9. PCB	不検出	0.02	S46環告第59号付表3
10. 有機塩素	54	4	S48環告第13号付別表5
11. 銅	120	2	JIS K 0102 52.2
12. 亜鉛	930	2	JIS K 0102 53.1
13. ふっ素	62	5	JIS K 0102 34.4

備考

結果は、乾き試料換算値(mg/dry.kg)とする。

不検出とは、定量下限値未満のことを示します。

件名: 汚泥、汚泥含有物質及び飲料水水質分析業務委託

水質検査結果報告書

報告書作成日 平成30年12月12日

分析管理番号 S-4515-2-2

川崎市交通局長 殿

計量証明登録(濃度) 神奈川県 第7号
建築物飲料水水質検査業登録 川崎市28水第1号

株式会社 ニチュ・テクノ

代表取締役: 柴山 俊朗 印

〒210-0865 川崎市川崎区千鳥町3-3

TEL:044-280-0701

FAX:044-280-0704

環境計量士: 杉本 裕亮 印

平成30年11月14日ご依頼試料の検査結果は
下記の通りであることを証明いたします。

試料の名称	飲料水	試料区分	弊社採取試料
採取日時	平成30年11月21日	外観	-
試料採取場所	川崎市交通局 上平間営業所 営業所出入口横流し	遊離残留塩素	0.5mg/l
		採取状況	(水温) - (気温) -

No.	検査項目	単位	検査結果	基準値
1	一般細菌	個/ml	0	100個/ml 以下であること
2	大腸菌	-	不検出	検出されないこと
3	亜硝酸態窒素	mg/l	0.01未満	0.04mg/l 以下であること
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	1.0未満	10mg/l 以下であること
5	塩化物イオン	mg/l	6.5	200mg/l 以下であること
6	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	0.4	3mg/l 以下であること
7	pH値	pH	7.5	5.8以上8.6以下であること
8	味	-	異常なし	異常でないこと
9	臭気	-	異常なし	異常でないこと
10	色度	度	1	5度 以下であること
11	濁度	度	0.5未満	2度 以下であること
	以下余白			

判定 上記御依頼項目については水質基準に 適合

検査方法 「水質基準に関する省令」の規定に基づく平成15年7月22日厚生労働省告示第261号別表に定める方法

備考

件名: 汚泥、汚泥含有物質及び飲料水水質分析業務委託

分析担当者

--	--	--

分析・試験成績報告書

報告書作成日 平成30年12月12日

分析管理番号 S-4515-1-1 1/2

川崎市交通局長 殿

計量証明登録 (濃度) 神奈川県第7号
計量証明登録 (音圧レベル) 神奈川県第55号
計量証明登録 (振動加速度レベル) 神奈川県第31号
作業環境測定機関 登録番号 14-59
建築物飲料水水質検査登録 川崎市28水第1号
土壌汚染対策法指定機関 2003-3-1132

平成30年11月14日ご依頼試料の分析結果は下記の通りであることを証明いたします。

株式会社 ニチュ・テクノ

代表取締役: 柴山 俊朗 印

〒210-0865 川崎市川崎区千鳥町3-3

TEL:044-280-0701

FAX:044-280-0704

計量管理者: 杉本 裕亮 印

試料の名称	汚泥
採取日	平成30年11月21日
採取者	株式会社ニチュ・テクノ
採取場所	川崎市交通局 塩浜営業所

検定項目	検出値	定量下限値	基準値	単位	検定方法
1 アルキル水銀化合物	不検出	0.0005	検出されないこと	mg/l	S46環告第59号付表2
2 水銀又はその化合物	不検出	0.0005	0.005	mg/l	S46環告第59号付表1
3 カドミウム又はその化合物	不検出	0.005	0.09	mg/l	JIS K 0102 55.1
4 鉛又はその化合物	不検出	0.005	0.3	mg/l	JIS K 0102 54.1
5 有機燐化合物	不検出	0.005	1	mg/l	S49環告第64号付表1
6 六価クロム化合物	不検出	0.01	1.5	mg/l	JIS K 0102 65.2.1
7 砒素又はその化合物	不検出	0.005	0.3	mg/l	JIS K 0102 61.2
8 シアン化合物	不検出	0.1	1	mg/l	JIS K 0102 38.5
9 PCB	不検出	0.0005	0.003	mg/l	S46環告第59号付表3
10 トリクロロエチレン	不検出	0.001	0.3	mg/l	JIS K 0125 5.2
11 テトラクロロエチレン	不検出	0.001	0.1	mg/l	JIS K 0125 5.2
12 ジクロロメタン	不検出	0.001	0.2	mg/l	JIS K 0125 5.2
13 四塩化炭素	不検出	0.001	0.02	mg/l	JIS K 0125 5.2
14 1,2-ジクロロエタン	不検出	0.001	0.04	mg/l	JIS K 0125 5.2
15 1,1-ジクロロエチレン	不検出	0.001	1	mg/l	JIS K 0125 5.2
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	不検出	0.001	0.4	mg/l	JIS K 0125 5.2
17 1,1,1-トリクロロエタン	不検出	0.001	3	mg/l	JIS K 0125 5.2
18 1,1,2-トリクロロエタン	不検出	0.001	0.06	mg/l	JIS K 0125 5.2
19 1,3-ジクロロプロペン	不検出	0.001	0.02	mg/l	JIS K 0125 5.2
20 チウラム	不検出	0.001	0.06	mg/l	S46環告第59号付表4
21 シマジン	不検出	0.0003	0.03	mg/l	S46環告第59号付表5 第1
22 チオベンカルブ	不検出	0.002	0.2	mg/l	S46環告第59号付表5 第1
23 ベンゼン	不検出	0.001	0.1	mg/l	JIS K 0125 5.2
24 セレン及びその化合物	不検出	0.005	0.3	mg/l	JIS K 0102 67.2
25 1,4-ジオキサン	不検出	0.005	0.5	mg/l	S46環告第59号付表7

備考

昭和48年環境庁告示第13号による溶出試験。

不検出とは、定量下限値未満のことを示します。

件名:汚泥、汚泥含有物質及び飲料水水質分析業務委託

分析・試験成績報告書

報告書作成日 平成30年12月12日

分析管理番号 S-4515-1-1 2/2

川崎市交通局長 殿

平成30年11月14日ご依頼試料の分析結果は下記の通りであることを証明いたします。

計量証明登録(濃度) 神奈川県第7号
計量証明登録(音圧レベル) 神奈川県第55号
計量証明登録(振動加速度レベル) 神奈川県第31号
作業環境測定機関 登録番号14-59
建築物飲料水水質検査業登録 川崎市28水第1号
土壌汚染対策法指定機関 2003-3-1132

株式会社 ニチュ・テクノ

代表取締役: 柴山 俊朗 印

〒210-0865 川崎市川崎区千鳥町3-3

TEL:044-280-0701

FAX:044-280-0704

環境計量士: 杉本 裕亮 印

試料の名称	汚泥
採取日	平成30年11月21日
採取者	株式会社ニチュ・テクノ
採取場所	川崎市交通局 塩浜営業所

項目	検出値	定量下限値	検出方法
一般性状試験 単位:%			
1. 固形分	32.9	—	S48環告第13号第Iの1備考
2. 熱灼減量	35.8	—	S63環水管第127号II.4
3. 不溶成分	31.1	—	JIS K 0102 14.1準用
4. 油分	0.32	—	直接抽出-重量分析法
含有試験 単位:mg/kg			
1. アルキル水銀	不検出	0.01	S46環告第59号付表2
2. 総水銀	0.04	0.01	S46環告第59号付表1
3. カドミウム	不検出	2	JIS K 0102 55.1
4. 鉛	71	2	JIS K 0102 54.1
5. 有機燐	不検出	0.5	S49環告第64号付表1
6. 六価クロム	不検出	2	JIS K 0102 65.2.1
7. 砒素	不検出	1	JIS K 0102 61.2
8. シアン	不検出	1	JIS K 0102 38.5
9. PCB	不検出	0.02	S46環告第59号付表3
10. 有機塩素	38	4	S48環告第13号付別表5
11. 銅	340	2	JIS K 0102 52.2
12. 亜鉛	1900	2	JIS K 0102 53.1
13. ふっ素	30	5	JIS K 0102 34.4

備考

結果は、乾き試料換算値(mg/dry.kg)とする。

不検出とは、定量下限値未満のことを示します。

件名:汚泥、汚泥含有物質及び飲料水水質分析業務委託

水質検査結果報告書

報告書作成日 平成30年12月12日

分析管理番号 S-4515-2-1

川崎市交通局長 殿

計量証明登録(濃度) 神奈川県 第7号
建築物飲料水水質検査業登録 川崎市28水第1号

株式会社 ニチゴ・テクノ

代表取締役: 柴山 俊朗 印

〒210-0865 川崎市川崎区千鳥町3-3

TEL:044-280-0701

FAX:044-280-0704

環境計量士: 杉本 裕亮 印

平成30年11月14日ご依頼試料の検査結果は
下記の通りであることを証明いたします。

試料の名称	飲料水	試料区分	弊社採取試料
採取日時	平成30年11月21日	外観	-
試料採取場所	川崎市交通局 塩浜営業所 2階流し	遊離残留塩素	0.5mg/l
		採取状況 (水温)	(気温) -

No.	検査項目	単位	検査結果	基準値
1	一般細菌	個/ml	0	100個/ml 以下であること
2	大腸菌	-	不検出	検出されないこと
3	亜硝酸態窒素	mg/l	0.01未満	0.04mg/l 以下であること
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	1.0未満	10mg/l 以下であること
5	塩化物イオン	mg/l	6.8	200mg/l 以下であること
6	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	0.3	3mg/l 以下であること
7	pH値	pH	7.5	5.8以上8.6以下であること
8	味	-	異常なし	異常でないこと
9	臭気	-	異常なし	異常でないこと
10	色度	度	1未満	5度 以下であること
11	濁度	度	0.5未満	2度 以下であること
	以下余白			
判定	上記御依頼項目については水質基準に 適合			
検査方法	「水質基準に関する省令」の規定に基づく平成15年7月22日厚生労働省告示第261号別表に定める方法			
備考	件名: 汚泥、汚泥含有物質及び飲料水水質分析業務委託			

分析担当者

--	--	--

分析・試験成績報告書

報告書作成日 平成30年12月12日

分析管理番号 S-4515-1-5 1/2

川崎市交通局長 殿

計量証明登録 (濃度) 神奈川県 第7号
計量証明登録 (音圧レベル) 神奈川県 第55号
計量証明登録 (振動加速度レベル) 神奈川県 第31号
作業環境測定機関 登録番号 14-59
建築物飲料水水質検査登録 川崎市28水第1号
土壌汚染対策法指定機関 2003-3-1132

平成30年11月14日ご依頼試料の分析結果は下記の通りであることを証明いたします。

株式会社 ニチュ・テクノ

代表取締役: 柴山 俊朗 印

〒210-0865 川崎市川崎区千鳥町3-3

TEL:044-280-0701

FAX:044-280-0704

計量管理者: 杉本 裕亮 印

試料の名称	汚泥
採取日	平成30年11月21日
採取者	株式会社ニチュ・テクノ
採取場所	川崎市交通局 鷺ヶ峰営業所

検定項目	検出値	定量下限値	基準値	単位	検定方法
1 アルキル水銀化合物	不検出	0.0005	検出されないこと	mg/l	S46環告第59号付表2
2 水銀又はその化合物	不検出	0.0005	0.005	mg/l	S46環告第59号付表1
3 カドミウム又はその化合物	不検出	0.005	0.09	mg/l	JIS K 0102 55.1
4 鉛又はその化合物	不検出	0.005	0.3	mg/l	JIS K 0102 54.1
5 有機燐化合物	不検出	0.005	1	mg/l	S49環告第64号付表1
6 六価クロム化合物	不検出	0.01	1.5	mg/l	JIS K 0102 65.2.1
7 砒素又はその化合物	不検出	0.005	0.3	mg/l	JIS K 0102 61.2
8 シアン化合物	不検出	0.1	1	mg/l	JIS K 0102 38.5
9 PCB	不検出	0.0005	0.003	mg/l	S46環告第59号付表3
10 トリクロロエチレン	不検出	0.001	0.3	mg/l	JIS K 0125 5.2
11 テトラクロロエチレン	不検出	0.001	0.1	mg/l	JIS K 0125 5.2
12 ジクロロメタン	不検出	0.001	0.2	mg/l	JIS K 0125 5.2
13 四塩化炭素	不検出	0.001	0.02	mg/l	JIS K 0125 5.2
14 1,2-ジクロロエタン	不検出	0.001	0.04	mg/l	JIS K 0125 5.2
15 1,1-ジクロロエチレン	不検出	0.001	1	mg/l	JIS K 0125 5.2
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	不検出	0.001	0.4	mg/l	JIS K 0125 5.2
17 1,1,1-トリクロロエタン	不検出	0.001	3	mg/l	JIS K 0125 5.2
18 1,1,2-トリクロロエタン	不検出	0.001	0.06	mg/l	JIS K 0125 5.2
19 1,3-ジクロロプロペン	不検出	0.001	0.02	mg/l	JIS K 0125 5.2
20 チウラム	不検出	0.001	0.06	mg/l	S46環告第59号付表4
21 シマジン	不検出	0.0003	0.03	mg/l	S46環告第59号付表5 第1
22 チオバンカルブ	不検出	0.002	0.2	mg/l	S46環告第59号付表5 第1
23 ベンゼン	不検出	0.001	0.1	mg/l	JIS K 0125 5.2
24 セレン及びその化合物	不検出	0.005	0.3	mg/l	JIS K 0102 67.2
25 1,4-ジオキサソ	不検出	0.005	0.5	mg/l	S46環告第59号付表7

備考

昭和48年環境庁告示第13号による溶出試験。

不検出とは、定量下限値未満のことを示します。

件名:汚泥、汚泥含有物質及び飲料水水質分析業務委託

分析・試験成績報告書

報告書作成日 平成30年12月12日

分析管理番号 S-4515-1-5 2/2

川崎市交通局長 殿

計量証明登録(濃度) 神奈川県第7号
計量証明登録(音圧レベル) 神奈川県第55号
計量証明登録(振動加速度レベル) 神奈川県第31号
作業環境測定機関 登録番号14-59
建築物飲料水水質検査業登録 川崎市28水第1号
土壌汚染対策法指定機関 2003-3-1132

平成30年11月14日ご依頼試料の分析結果は下記の通りであることを証明いたします。

株式会社 ニチュ・テクノ

代表取締役: 柴山 俊朗 印

〒210-0865 川崎市川崎区千鳥町3-3

TEL:044-280-0701

FAX:044-280-0704

環境計量士: 杉本 裕亮 印

試料の名称	汚泥
採取日	平成30年11月21日
採取者	株式会社ニチュ・テクノ
採取場所	川崎市交通局 鷺ヶ峰営業所

項目	検出値	定量下限値	検出方法
一般性状試験 単位:%			
1. 固形分	43.6	—	S48環告第13号第Iの1備考
2. 熱灼減量	37.8	—	S63環水管第127号II.A
3. 不溶成分	43.0	—	JIS K 0102 14.1準用
4. 油分	0.67	—	直接抽出-重量分析法
含有試験 単位:mg/kg			
1. アルキル水銀	不検出	0.01	S46環告第59号付表2
2. 総水銀	0.02	0.01	S46環告第59号付表1
3. カドミウム	不検出	2	JIS K 0102 55.1
4. 鉛	86	2	JIS K 0102 54.1
5. 有機燐	不検出	0.5	S49環告第64号付表1
6. 六価クロム	不検出	2	JIS K 0102 65.2.1
7. 砒素	不検出	1	JIS K 0102 61.2
8. シアン	不検出	1	JIS K 0102 38.5
9. PCB	不検出	0.02	S46環告第59号付表3
10. 有機塩素	56	4	S48環告第13号付別表5
11. 銅	330	2	JIS K 0102 52.2
12. 亜鉛	2400	2	JIS K 0102 53.1
13. ふっ素	100	5	JIS K 0102 34.4

備考

結果は、乾き試料換算値(mg/dry.kg)とする。

不検出とは、定量下限値未満のことを示します。

件名:汚泥、汚泥含有物質及び飲料水水質分析業務委託

分析・試験成績報告書

報告書作成日 平成30年12月12日

分析管理番号 S-4515-1-3 1/2

川崎市交通局長 殿

計量証明登録 (濃度) 神奈川県 第7号
計量証明登録 (音圧レベル) 神奈川県 第55号
計量証明登録 (振動加速度レベル) 神奈川県 第31号
作業環境測定機関 登録番号 14-59
建築物飲料水水質検査業登録 川崎市28水第1号
土壌汚染対策法指定機関 2003-3-1132

平成30年11月14日ご依頼試料の分析結果は
下記の通りであることを証明いたします。

株式会社 ニチュ・テクノ

代表取締役: 柴山 俊朗 印

〒210-0865 川崎市川崎区千鳥町3-3

TEL:044-280-0701

FAX:044-280-0704

計量管理者: 杉本 裕亮 印

試料の名称	汚泥
採取日	平成30年11月21日
採取者	株式会社ニチュ・テクノ
採取場所	川崎市交通局 井田営業所

検定項目	検出値	定量下限値	基準値	単位	検定方法
1 アルキル水銀化合物	不検出	0.0005	検出されないこと	mg/l	S46環告第59号付表2
2 水銀又はその化合物	不検出	0.0005	0.005	mg/l	S46環告第59号付表1
3 カドミウム又はその化合物	不検出	0.005	0.09	mg/l	JIS K 0102 55.1
4 鉛又はその化合物	不検出	0.005	0.3	mg/l	JIS K 0102 54.1
5 有機燐化合物	不検出	0.005	1	mg/l	S49環告第64号付表1
6 六価クロム化合物	不検出	0.01	1.5	mg/l	JIS K 0102 65.2.1
7 砒素又はその化合物	不検出	0.005	0.3	mg/l	JIS K 0102 61.2
8 シアン化合物	不検出	0.1	1	mg/l	JIS K 0102 38.5
9 PCB	不検出	0.0005	0.003	mg/l	S46環告第59号付表3
10 トリクロロエチレン	不検出	0.001	0.3	mg/l	JIS K 0125 5.2
11 テトラクロロエチレン	不検出	0.001	0.1	mg/l	JIS K 0125 5.2
12 ジクロロメタン	不検出	0.001	0.2	mg/l	JIS K 0125 5.2
13 四塩化炭素	不検出	0.001	0.02	mg/l	JIS K 0125 5.2
14 1,2-ジクロロエタン	不検出	0.001	0.04	mg/l	JIS K 0125 5.2
15 1,1-ジクロロエチレン	不検出	0.001	1	mg/l	JIS K 0125 5.2
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	不検出	0.001	0.4	mg/l	JIS K 0125 5.2
17 1,1,1-トリクロロエタン	不検出	0.001	3	mg/l	JIS K 0125 5.2
18 1,1,2-トリクロロエタン	不検出	0.001	0.06	mg/l	JIS K 0125 5.2
19 1,3-ジクロロプロペン	不検出	0.001	0.02	mg/l	JIS K 0125 5.2
20 チウラム	不検出	0.001	0.06	mg/l	S46環告第59号付表4
21 シマジン	不検出	0.0003	0.03	mg/l	S46環告第59号付表5 第1
22 チオベンカルブ	不検出	0.002	0.2	mg/l	S46環告第59号付表5 第1
23 ベンゼン	不検出	0.001	0.1	mg/l	JIS K 0125 5.2
24 セレン及びその化合物	不検出	0.005	0.3	mg/l	JIS K 0102 67.2
25 1,4-ジオキサン	不検出	0.005	0.5	mg/l	S46環告第59号付表7

備考

昭和48年環境庁告示第13号による溶出試験。

不検出とは、定量下限値未満のことを示します。

件名: 汚泥、汚泥含有物質及び飲料水水質分析業務委託

分析・試験成績報告書

報告書作成日 平成30年12月12日

分析管理番号 S-4515-1-3 2/2

川崎市交通局長 殿

平成30年11月14日ご依頼試料の分析結果は下記の通りであることを証明いたします。

計量証明登録(濃度) 神奈川県第7号
計量証明登録(音圧レベル) 神奈川県第55号
計量証明登録(振動加速度レベル) 神奈川県第31号
作業環境測定機関 登録番号14-59
建築物飲料水水質検査業登録 川崎市28水第1号
土壌汚染対策法指定機関 2003-3-1132

株式会社 ニチュ・テクノ

代表取締役: 柴山 俊朗 印
〒210-0865 川崎市川崎区千鳥町3-3
TEL:044-280-0701
FAX:044-280-0704
環境計量士: 杉本 裕亮 印

試料の名称	汚泥
採取日	平成30年11月21日
採取者	株式会社ニチュ・テクノ
採取場所	川崎市交通局 井田営業所

項目	検出値	定量 下限値	検出方法
一般性状試験 単位:%			
1. 固形分	49.0	—	S48環告第13号第1の1備考
2. 熱灼減量	21.5	—	S63環水管第127号II.4
3. 不溶成分	47.7	—	JIS K 0102 14.1準用
4. 油分	0.39	—	直接抽出-重量分析法
含有試験 単位:mg/kg			
1. アルキル水銀	不検出	0.01	S46環告第59号付表2
2. 総水銀	0.03	0.01	S46環告第59号付表1
3. カドミウム	不検出	2	JIS K 0102 55.1
4. 鉛	88	2	JIS K 0102 54.1
5. 有機燐	不検出	0.5	S49環告第64号付表1
6. 六価クロム	不検出	2	JIS K 0102 65.2.1
7. 砒素	不検出	1	JIS K 0102 61.2
8. シアン	不検出	1	JIS K 0102 38.5
9. PCB	不検出	0.02	S46環告第59号付表3
10. 有機塩素	59	4	S48環告第13号付別表5
11. 銅	250	2	JIS K 0102 52.2
12. 亜鉛	1300	2	JIS K 0102 53.1
13. ふっ素	160	5	JIS K 0102 34.4

備考

結果は、乾き試料換算値(mg/dry.kg)とする。

不検出とは、定量下限値未満のことを示します。

件名:汚泥、汚泥含有物質及び飲料水水質分析業務委託

分析・試験成績報告書

報告書作成日 平成30年12月12日

分析管理番号 S-4515-1-4 1/2

川崎市交通局長 殿

計量証明登録 (濃度) 神奈川県 第7号
計量証明登録 (音圧レベル) 神奈川県 第55号
計量証明登録 (振動加速度レベル) 神奈川県 第31号
作業環境測定機関 登録番号 14-59
建築物飲料水水質検査業登録 川崎市28水第1号
土壌汚染対策法指定機関 2003-3-1132

平成30年11月14日ご依頼試料の分析結果は
下記の通りであることを証明いたします。

株式会社 ニチュ・テクノ

代表取締役: 柴山 俊朗 印

〒210-0865 川崎市川崎区千鳥町3-3

TEL:044-280-0701

FAX:044-280-0704

計量管理者: 杉本 裕亮 印

試料の名称	汚泥
採取日	平成30年11月21日
採取者	株式会社ニチュ・テクノ
採取場所	川崎市交通局 営生営業所

検定項目	検出値	定量下限値	基準値	単位	検定方法
1 アルキル水銀化合物	不検出	0.0005	検出されないこと	mg/l	S46環告第59号付表2
2 水銀又はその化合物	不検出	0.0005	0.005	mg/l	S46環告第59号付表1
3 カドミウム又はその化合物	不検出	0.005	0.09	mg/l	JIS K 0102 55.1
4 鉛又はその化合物	不検出	0.005	0.3	mg/l	JIS K 0102 54.1
5 有機燐化合物	不検出	0.005	1	mg/l	S49環告第64号付表1
6 六価クロム化合物	不検出	0.01	1.5	mg/l	JIS K 0102 65.2.1
7 砒素又はその化合物	不検出	0.005	0.3	mg/l	JIS K 0102 61.2
8 シアン化合物	不検出	0.1	1	mg/l	JIS K 0102 38.5
9 PCB	不検出	0.0005	0.003	mg/l	S46環告第59号付表3
10 トリクロロエチレン	不検出	0.001	0.3	mg/l	JIS K 0125 5.2
11 テトラクロロエチレン	不検出	0.001	0.1	mg/l	JIS K 0125 5.2
12 ジクロロメタン	不検出	0.001	0.2	mg/l	JIS K 0125 5.2
13 四塩化炭素	不検出	0.001	0.02	mg/l	JIS K 0125 5.2
14 1,2-ジクロロエタン	不検出	0.001	0.04	mg/l	JIS K 0125 5.2
15 1,1-ジクロロエチレン	不検出	0.001	1	mg/l	JIS K 0125 5.2
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	不検出	0.001	0.4	mg/l	JIS K 0125 5.2
17 1,1,1-トリクロロエタン	不検出	0.001	3	mg/l	JIS K 0125 5.2
18 1,1,2-トリクロロエタン	不検出	0.001	0.06	mg/l	JIS K 0125 5.2
19 1,3-ジクロロプロペン	不検出	0.001	0.02	mg/l	JIS K 0125 5.2
20 チウラム	不検出	0.001	0.06	mg/l	S46環告第59号付表4
21 シマジン	不検出	0.0003	0.03	mg/l	S46環告第59号付表5 第1
22 チオベンカルブ	不検出	0.002	0.2	mg/l	S46環告第59号付表5 第1
23 ベンゼン	不検出	0.001	0.1	mg/l	JIS K 0125 5.2
24 セレン及びその化合物	不検出	0.005	0.3	mg/l	JIS K 0102 67.2
25 1,4-ジオキサン	不検出	0.005	0.5	mg/l	S46環告第59号付表7

備考

昭和48年環境庁告示第13号による溶出試験。

不検出とは、定量下限値未満のことを示します。

件名: 汚泥、汚泥含有物質及び飲料水水質分析業務委託

分析・試験成績報告書

報告書作成日 平成30年12月12日

分析管理番号 S-4515-1-4 2/2

川崎市交通局長 殿

計量証明登録(濃度) 神奈川県第7号
計量証明登録(音圧レベル) 神奈川県第55号
計量証明登録(振動加速度レベル) 神奈川県第31号
作業環境測定機関 登録番号14-59
建築物飲料水水質検査業登録 川崎市28水第1号
土壌汚染対策法指定機関 2003-3-1132

平成30年11月14日ご依頼試料の分析結果は下記の通りであることを証明いたします。

株式会社 ニチュ・テクノ

代表取締役: 柴山 俊朗 印

〒210-0865 川崎市川崎区千鳥町3-3

TEL:044-280-0701

FAX:044-280-0704

環境計量士: 杉本 裕亮 印

試料の名称	汚泥
採取日	平成30年11月21日
採取者	株式会社ニチュ・テクノ
採取場所	川崎市交通局 菅生営業所

項目	検出値	定量 下限値	検出方法
一般性状試験 単位:%			
1. 固形分	51.0	—	S48環告第13号第1の1備考
2. 熱灼減量	12.3	—	S63環水管第127号II.4
3. 不溶成分	28.5	—	JIS K 0102 14.1準用
4. 油分	0.69	—	直接抽出-重量分析法
含有試験 単位:mg/kg			
1. アルキル水銀	不検出	0.01	S46環告第59号付表2
2. 総水銀	0.01	0.01	S46環告第59号付表1
3. カドミウム	不検出	2	JIS K 0102 55.1
4. 鉛	30	2	JIS K 0102 54.1
5. 有機燐	不検出	0.5	S49環告第64号付表1
6. 六価クロム	不検出	2	JIS K 0102 65.2.1
7. 砒素	不検出	1	JIS K 0102 61.2
8. シアン	不検出	1	JIS K 0102 38.5
9. PCB	不検出	0.02	S46環告第59号付表3
10. 有機塩素	46	4	S48環告第13号付別表5
11. 銅	66	2	JIS K 0102 52.2
12. 亜鉛	930	2	JIS K 0102 53.1
13. ふっ素	52	5	JIS K 0102 34.4

備考

結果は、乾き試料換算値(mg/dry:kg)とする。

不検出とは、定量下限値未満のことを示します。

件名:汚泥、汚泥含有物質及び飲料水水質分析業務委託

水質検査結果報告書

報告書作成日 平成30年12月12日

分析管理番号 S-4515-2-3

川崎市交通局長 殿

計量証明登録(濃度) 神奈川県 第7号
建築物飲料水水質検査業登録 川崎市28水第1号

株式会社 ニチュ・テクノ

代表取締役: 柴山 俊朗 印

〒210-0865 川崎市川崎区千鳥町3-3

TEL:044-280-0701

FAX:044-280-0704

環境計量士: 杉本 裕亮 印

平成30年11月14日ご依頼試料の検査結果は
下記の通りであることを証明いたします。

試料の名称	飲料水	試料区分	弊社採取試料
採取日時	平成30年11月21日	外観	-
試料採取場所	川崎市交通局 営生営業所 食堂流し	遊離残留塩素	0.6mg/l
		採取状況 (水温)	(気温) -

No.	検査項目	単位	検査結果	基準値
1	一般細菌	個/ml	0	100個/ml 以下であること
2	大腸菌	-	不検出	検出されないこと
3	亜硝酸態窒素	mg/l	0.01未満	0.04mg/l 以下であること
4	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	1.0未満	10mg/l 以下であること
5	塩化物イオン	mg/l	6.5	200mg/l 以下であること
6	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/l	0.4	3mg/l 以下であること
7	pH値	pH	7.5	5.8以上8.6以下であること
8	味	-	異常なし	異常でないこと
9	臭気	-	異常なし	異常でないこと
10	色度	度	1	5度 以下であること
11	濁度	度	0.5未満	2度 以下であること
	以下余白			

判定 上記御依頼項目については水質基準に 適合

検査方法 「水質基準に関する省令」の規定に基づく平成15年7月22日厚生労働省告示第261号別表に定める方法

備考

姓名: 汚泥、汚泥含有物質及び飲料水水質分析業務委託

分析担当者

